

## —事件報道から学ぶ—

### 架空請求ハガキ

今朝(2月28日)、架空請求詐欺に注意を呼び掛けるJ-CASTニュースの記事をインターネットで見つけました。架空請求詐欺被害に遭わないための啓もう・啓発記事でした。

国民生活センターが、「民事訴訟管理センター」なる名称を名乗る団体が送り付けている架空請求ハガキへの注意を呼び掛けているというものです。

このハガキには「総合消費料金未納分訴訟最終通知書」との表題があり、まず冒頭に、「この度御通知しましたのは、貴方の未納されました総合消費料金について契約会社、ないし運営会社から民事訴訟として訴状の提出をされました事を通知いたします。以降、下記に設けられた裁判取り下げ最終日を経て訴訟を開始させていただきます」と記されています。

続けて、

- ①このまま、連絡がない場合には、原告側の主張が全面的に受理される。
- ②その結果、裁判後の措置として給与の差し押さえ、動産物、不動産物の差し押さえを執行官の立会いの下に強制的に履行させていただく。
- ③裁判所執行官による執行証書の交付を承諾させていただく。
- ④債権譲渡証明書を一通郵送させていただく。

としてあって、最後に「民事訴訟、裁判取り下げのご相談に関しましては当局にて受け賜っておりますので職員までお問い合わせ下さい」とあり、民事訴訟管理センターなる団体の消費者相談窓口として都内の電話番号が記されています。

ハガキには、「総合消費料金」と記載されていますが、いつ、どこで、何に関する料金なのか、具体的な商品名やサービス名の記載はありません。

受け取った人に、「ひょっとしたらあの事かも」と勘違いさせ、「何のことか分からないので問い合わせよう」と思わせる狙いがあります。

このハガキの内容はとても威圧的です。そして、いかにも公的機関である裁判所から送達されたかのように見せかけており、事前連絡もなく、いきなりの裁判所からの通知ということで、受け取った人に不安と困惑を覚えさせるものになっています。

そして、戸惑った相手に相談窓口という部署へ電話をさせ、何度かのやり取りのうえ、不法に代金の支払いを求め、支払いをさせてしまう手口(いわゆる架空請求詐欺)であります。

以前に筆者が目にしたある架空請求詐欺のハガキには、「この御通知に心当たりがない方は、当センターの苦情受付専門窓口に至急ご一報下さい」として電話番号が記されており、これは、ハガキを受け取るほとんどの人がハガキに記載された内容に心当たりがないであろうことを見越してのやり口と思われれます。心当たりがないだけに、電話をかけてしまうかもしれません。それでは相手の思うツボです。相手は、そこを狙っているのでしょう。

では、ハガキを受け取った方が仮にハガキに記載の民事訴訟管理センターに電話をかけた場合に、どういう手口でお金を騙し取られるのかを推察してみます。

まず電話をかけた時点で、こちらの電話番号を相手に知られてしまいます。

民事訴訟管理センターの消費者相談窓口で電話に出る人物は、たぶん弁護士の肩書きを名乗ることでしょう。相談に応じるように装って、こちら側の個人情報を知りたがります。それは、以後の継続的な関係を維持し、自分たちに事を有利に展開しようとするからです。その上で「あなたに未払い金がないのであれば、相手の契約会社や運営会社なる所に伝えなければなりません。そして訴訟を取り下げる交渉が必要となります。それには訴訟取り下げ専門の弁護士が対応するので、早急に連絡を取らなければなりません」などと言って別の部署へ電話をかけさせるのです。

そうしたやり取りを数回重ね、頃合いをみて、「これまで貴方のために動いてきた弁護士費用を支払って欲しい。代金は銀行振り込みではなく、コンビニ払い、あるいはプリペイド払いをお願いします」と言って代金の支払いを催促してきます。金融機関からの振り込みは、金融機関側が厳しく目を光らせていることもあり、詐欺グループも敬遠している素振りがあるようです。

そこで、コンビニ払いとプリペイド払いですが、

- ①コンビニ払いとは、コンビニに設けられている端末に、指定された支払番号を入力し、出てきた申込券をレジに持って行って代金を払う方法。
- ②プリペイド払いとは、コンビニで販売されている電子マネーのプリペイドカードを購入し、そのカード番号を連絡する支払い方法。

最近では、こうした支払い手段がとられているということです。

国民生活センターでは、こうしたハガキを受け取った場合の注意点として、次のようにアドバイスしています。

- ①正式な裁判手続きでは、訴状などは「特別送達」と記載された裁判所の名前入りの封書で郵便局員が直接手渡すことが原則となっている。
- ②ハガキで郵便受けに投げ込まれることは絶対ない。
- ③相手は口車に乗せるのが得意な詐欺の巧者であり、電話をしたら巧みに騙される。
- ④こうした形態のハガキは、無視して絶対に電話してはならない。
- ⑤どうしても心配な時は、最寄りの消費生活センターへ連絡して相談する。

消費者ホットライン：局番なし 188（いやや）

ところで本コーナーは、留学生向けの場でもありますので、留学生の皆さんにお願いしたいことがあります。架空請求ハガキのほか、最近の傾向として、

- ①大手の通販会社の名前を使い、SNSで料金未納のための支払いを求められる
  - ②有名企業をかたって、有料動画の料金未納の支払いをメールで請求される
- といった相談事例が消費者生活センターに多く寄せられているとのことであり、このような架空請求にも注意しましょう。